

令和7年7月18日



京都府公立大学法人と株式会社京都銀行とが 「遺贈・寄付等への協力に関する協定」を締結

京都府公立大学法人（理事長 金田 章裕）は、本日（令和7年7月18日（金））、株式会社京都銀行（頭取 安井 幹也）と「遺贈・寄付等への協力に関する協定」を締結しましたのでお知らせいたします。

本協定の締結により、京都府公立大学法人と株式会社京都銀行とが連携し、遺贈や相続財産の寄付等を希望される方の社会貢献に対する思いに応えてまいります。

記

1 協定内容

（1）京都府公立大学法人は、同法人が設置する京都府立医科大学及び京都府立大学へ遺贈や相続財産の寄付を希望される方に対して、相談先として株式会社京都銀行を紹介します。

（2）株式会社京都銀行は、紹介いただいた方に対し、諸手続きの案内等を行います。また、社会貢献を目的に遺贈・寄付を検討されているお客さまに対し、京都府公立大学法人が設置する京都府立医科大学及び京都府立大学を紹介します。

2 締結日

令和7年7月18日（金）

＜本件に関する問合せ先＞
京都府公立大学法人本部総務室
電話：075-212-5406
FAX：075-212-5459